

## 令和8年5月以降の使用分(6月請求)から

## 水道料金、下水道使用料

## および農業集落排水施設使用料を改定します

## 【料金改定の背景】

見附市では、水道料金は平成4年5月改定から、下水道使用料は令和5年7月改定から据え置いてきました。

この間、人口減少による料金・使用料収入の減少、施設更新需要の高まり、物価高騰の影響などにより、水道事業・下水道事業の運営は厳しくなっています。安全で安定した水道事業・下水道事業を運営していくために、水道料金・下水道使用料を改定させていただくことになりました。

使用者の皆さまには、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 新しい水道料金・下水道使用料について

## (1)水道料金

## ■基本料金

(消費税 10%を含む)

メーター口径	基本料金		現行料金	改定額
	水量	新料金		
13mm	10 m <sup>3</sup> まで	1,397 円	1,265 円	+132 円
20mm		2,530 円	2,277 円	+253 円
25mm		3,938 円	3,542 円	+396 円
40mm		10,142 円	9,108 円	+1,034 円
50mm		15,499 円	13,915 円	+1,584 円
75mm		35,222 円	31,625 円	+3,597 円
100mm		63,404 円	56,925 円	+6,479 円
150mm		140,921 円	126,500 円	+14,421 円

裏面に続きます➡

## ■従量料金

(消費税 10%を含む)

使用量	従量料金 1 m <sup>3</sup> あたり		改定額
	新料金	現行料金	
(口径 13~25mm) 11~200 m <sup>3</sup> (口径 40mm以上) 1~200 m <sup>3</sup>	148.5 円	132 円	+16.5 円
201~500 m <sup>3</sup>	132 円	115.5 円	+16.5 円
501~5,000 m <sup>3</sup>	121 円	104.5 円	+16.5 円
5,001 m <sup>3</sup> 以上	115.5 円	99 円	+16.5 円

【参考】 標準家庭における 1 ヶ月分の料金(口径 13mm、使用量 20 m<sup>3</sup>の場合)

$1,397 \text{ 円} + 148.5 \text{ 円} \times (20 \text{ m}^3 - 10 \text{ m}^3) = 2,882 \text{ 円(税込)}$

※現行料金 2,585 円(税込) から +297 円

## (2)下水道使用料・農業集落排水施設使用料

(消費税 10%を含む)

区分	使用量	新料金	現行料金	改定額
基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,870 円	1,760 円	+110 円
超過料金 1 m <sup>3</sup> あたり	11 m <sup>3</sup> 以上	187 円	176 円	+11 円

【参考】 標準家庭における 1 ヶ月分の料金(使用量 20 m<sup>3</sup>の場合)

$1,870 \text{ 円} + 187 \text{ 円} \times (20 \text{ m}^3 - 10 \text{ m}^3) = 3,740 \text{ 円(税込)}$

※現行料金 3,520 円(税込) から +220 円

見附市ホームページにも、  
料金・使用料改定について掲載しています。



お問い合わせ先

見附市上下水道局 経営係 ☎62-1700(内線 204, 205, 206)